犯罪のない安全で安心なまちに

「長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」制定

市犯罪

のない安全で

安心なまちづくり条例」

など、 こうした中、 全国各地で社会的弱者である子どもを狙った事件が多発する 「日常生活の中での危険」が増大しています。 長門市では市民の日常生活における安全確保を

最重要課題とし、皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指 ら施行します。 しました。この条例は今年9月29日に公布し、 して「長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定 市としても、 皆さんのご理解とご協力をお願いします。 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向け、 来年1月1日か

境整備等の施策を積極的に展開していきます。

問い合わせ 企画総務部 総務課

・条例に関すること 防犯に関すること 地域安全係 政 係 TEL TEL 23 23

1 1 1 2

「長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 と考え方

に防止し、安全で安心できるまち市として、こうした犯罪を未然 示すものです。 考え方

第1条

目

第2条

なまちづくり」という。)につなまちづくり」という。)について、市、市民、事業者及び土地建物等管理者の役割を明らか地建物等管理者の役割を明らか推進することにより、市民が犯罪のない安全で安心して生活することができる地域社会の実現 まちづくり(以下「安全で安心安心して生活することができる するため、市民が安全に、かつ、生活を脅かす犯罪を未然に防止、 この条例は、 市民の日常 を図ることを目的とする。

考え方

多発しています。まを与えています。ま で す。 学校関係者をはじめ、社会に不安 す傷ましい事件が続発し、 この条例制定の目的を示すもの 最近、 子どもの安全を脅か また、 - ム詐欺事件も5た、振り込め 保護者、

> むことを明記しています の皆さんとが一体となって取り組づくりを市と事業者、そして市民

定

第2条 による。 れぞれ当該各号に定めるところ各号に掲げる用語の意義は、その条例において、次の

(1)市民 市内に居住し、滞在 工業その他の事業を営む 市の区域において、
い通学する者をいう。

する土地、建物その他31土地建物等管理者 占有し、又は管理する、建物その他工作物を 他工作物を 市内に存

職的な活動をいう。 総的な活動をいう。 総的な活動をいう。

この条例における言葉の定義を

義しています。 して「地域安全活動」について定 「事業者」、 この条例に出てくる「市民」、 「土地建物等管理者」 そ

る行為であり、 または財産に危害が及ぶ罪に当た罪」とは、人の生命、身体、自由 なお、 この条例に出てくる「犯 過失の行為は除き

第3条 市 の役割

(市の役割)

ないよう啓発活動に努めていく考し、市民のみなさんが事件に遭わォーム詐欺事件などの事例を紹介

ではいる。 一学者、土地建物等管理者、市 の区域を管轄する警察署その他 関係行政機関等と連絡調整を図 るとともに、次に掲げる事項に ついて必要な施策を実施するも のとする。 のとする。 第3条 市は、 **要するため、 市民、安全で安心なまち**

(4)前3号に掲げるもののほか、

づくり」を進める上で、 くり」を進める上で、市が行う「犯罪のない安全で安心なまち

するもの)の設置などについてもが電気代を含む維持管理費を負担ますが、さらに公設の防犯灯(市 検討を進めることとしています。 防犯灯の設置などに取り組んでい

発もしていかなければならないと をする意識を呼び起こすための啓 間、気軽に相談できる相談員が存 ありません。一旦、冷静になる時 えです。 欺の電話がかかった時にあわてず、す巧妙になっており、振り込め詐 動揺をおさえることは、 振り込め詐欺の手口は、 容易では ますま

考え方

施策を規定しています。

また、 現在、 振り込め詐欺事件やリフ 市では環境整備として、

なまち

犯罪のない安全で安心なまちに 「長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」制定

10

条

委

任

日を設定する考えです

しかし、

次の点から条例には盛り

市内の幼稚園・保育園、

/]\

中学

意見ですが、現在、携帯電話は、で所持できるようにしてはというご校でGPS付き携帯電話等を許可制

【検討結果】

第 4 条 市 民の役割

(市民の役割)

第 4 条 よう努めるとともに、市が実施における安全意識の高揚を図り、お互いに協力して地域を図りにおける安全意識の高揚を図り ものとする。

考え方

施策への協力を求めています。動を推進する努力を、また、市の市民の皆さんに対し、地域安全活 動を推進する努力を、市民の皆さんに対し、 民の役割を規定してい ます

意識を地域全体で守る意識に変え、であったように思われます。この うにしていこうと思っています。 市民全体にその意識を醸成するよ かといえば学校任せ、 従来、 子どもの安全は、どちら 保護者任せ

第5条 事業者の役割

市が実施する施策に協力するよの関し地域安全活動の推進に必定関し地域安全活動の推進に必 (事業者の役割) う努めるものとする。

考え方

協力を求めています。を求めるとともに、市の施策への 進に必要な事業活動における措置事業所に対し、地域安全活動の推 事業所の役割を規定しています。

いしたいと思っています防止するための学習・啓 員 あたって、 具体的には、 顧客等が被害を受けることを 犯罪行為により、 事業活動を行うに 啓発をお願 従業

第6条 土地建物等 管理者の役割

第6条 土地建物等管理者は、市第6条 土地建物等管理者は、市が実施するため、土地、建物その他工作物を適正に管理し、市が実施する施策に協力するよう努めるもるがである。 (土地建物等管理者の役割)

います。 市の施策 への協力を求めて

具体的には、 空き家、 空き地が

理者に対して、土地・建物についしていることから、土地建物等管犯罪行為の箇所となる事件も発生 て適正な管理を求めるものです。

第フ

条 地域づくり 良好な の推進

考えです。

する。 進を図るため、地域防犯ボランた安全で安心なまちづくりの推って条。市は、生活安全に配慮し ティア等の育成に努めるものと 0

第5条及び前項の趣旨を理解第5条及び前項の趣旨を理解し、地域安全活動に積極的に取り組むことにより、助け合いの 市民及び事業者は、 第4条、

考え方

ランティアの育成に努めることをせん。このため、市が地域防犯ボくりには「人」の存在が欠かせま犯罪のない安全で安心なまちづ また、市民のb 規定しています。

います。 域社会を形づくることをうたって 域をの積極的な活動により、良好な地 市民の皆さんや事業者等

> 第8条 幼児等 1 **(**) 配 慮

(幼児等へ

第8条

考え方

安全の確保をうたっています。ることから、これらの者に対する

止していくため、積極的な啓発活として、こうした犯罪を未然に防め詐欺事件が多発しています。市件、また、高齢者に対する振り込件、また、高齢者に対する振り込みは、 動等に取り組みます。止していくため、積

社会的弱者の安全確保につながるまた、地域の中での相互協力が ものと考えています。

考え方

を適正に管理するよう求めるととに対し、土地、建物その他工作物しています。土地建物等の管理者土地建物等管理者の役割を規定 もに、

定等を盛り込みます。

附

パブリック

•

長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

第9条

づくりのため、市民安全安心の9条 市は、安全で安心なまち

(市民安全安心の日)

第9条

市民安全安心の日

は市民安全安心の日についての規委任を規定したものです。規則にの取り組みについて、規則等への

実績がある。の減少や検挙率の上昇などというも、各自治体で、刑法犯認知件数

ほとんどであり、勧告や罰則には似この条例の規定は努力義務規定が

馴染まないものとなっている。

目的とした活動を実施するもの心に、犯罪のないまちづくりに2.市は、市民安全安心の日を中2.市は、市民安全安心の日を中

とする。

考え方

「市民安全安心の日」を制定し、

から施行する。この条例は、下 平成19年 **月**1 日

考え方

を経て、平成19この条例は、 行することとしています。 平成19年1 9年1月1日から施3ヵ月の周知期間

②長門市駅の南北に通じる高架橋の

①児童に携帯電話を持たせることに

(罰 則等)

部署でそれぞれ検討を行いました。

これら貴重な意見を受け、

市の担当

安全安心の日は、県の推進期間のの面から、市をあげての取り組みの面から、市をあげての取り組みを目指すものです。県が10月11日から20日までを推進期間として定から20日までを推進期間として定がら20日までを推進期間として定がいることから、東京に対する市民等の意識の啓発

ないかとの議論もあります。や「勧告」等の規定を設けるべきではや「勧告」等の規定を設けるべきでは の実効性を高めるため、

①あるアンケート調査で、 込まないこととしました。 年4月1日現在で28都道府県で制条例は全国47都道府県中、平成18 4、 生活安全 18

②山口県および県内市町の条例で、ものは含めない)しかない。いるのは、3都道府県(未回答の定され、このうち罰則を規定して 罰則や勧告等を規定 しているとこい町の条例で、 いるとこ

第10条 この条

、市長が別に定める。条例の施行に関し必

考え方

この条例の施行にともなう個

々

(委任)

③罰則を盛り込まない条例であって ろがない

> トの結果につ 実を中心に進めているところです。

保護者があれば、個別に検討してい提供するとともに、携行を希望する ご意見については、 各学校へ情報

②について(建設課)

きたいと考えています。

たものです。窓が55箇所にあり、合総延長約18mで、昭和57年に建設し通称「駅南歩道橋」は、幅員が4.5m、沢長門市駅の南北を通じる歩道橋、 に苦慮しているのが実情です。が、壊される事件が多く、その対策が、壊される事件が多く、その対策 合

る必要が生じるなど、現施設では困が必要となり、転落防止にも配慮すが必要となり、転落防止にも配慮する構造」については、大規模な改修るでは、大規模な改修ののご指摘いただいた安全性を向 難と判断-います。

てとらえています。ら、将来的に研究していく課題としは、肖像権問題への対応、経費面か 示す文字を大きくすること、 当面の対応策として、 また、監視カメラの設置について 非常ベルを さらに

「防犯ブザー」を支給するとともに、現在、市内の全小・中学生には、現在、市内の全小・中学生に

学校における定期的な防犯訓練、

さらに地域見守り活動の

いくことを考えています 照明を1灯式から2灯式

1灯式から2灯式に改

は認めておりません。

る必要がなく、学校での所持・携行小・中学校の学校生活の中で使用す

ティアの増加が見られます。られます。また、地域防犯ボラン

一方、検挙件数は増える傾向が見

しては、積極的な支援をしていく地域防犯ボランティア組織に対

として、刑法犯認知件数が減少し、されていますが、条例制定の効果全国各地で生活安全条例が制定